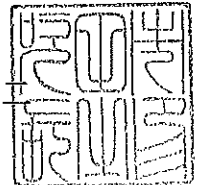




2 市市第 683 号
令和 2 年 7 月 17 日
(2020 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る
特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項に係る意見を聴くこと（第三者点検）について諮問します。

記

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

1 特定個人情報保護評価の再実施

本市が特定個人情報ファイルを保有する住民基本台帳に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条に基づき、特定個人情報保護評価の全項目評価が義務付けられており、平成27年3月に公表しております。

令和3年2月に窓口受付システムを導入することを予定しておりますが、それに伴い特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等の変更が生じます。その変更が規則第11条で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものです。

評価の再実施を行うには、特定個人情報保護評価の実施手続きを改めて行う必要があります。（資料1 P8、P13）

評価書の修正案を作成するにあたっては、窓口受付システムについて追加したほか、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下、「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点に則り評価書の内容を再度点検し、法律等の改正等に伴う記載内容の修正も行いました。

このたび評価書の修正案に対する住民等の意見募集が完了しましたので、当該評価書について第三者点検（資料1 P14）をお願いするものです。

2 特定個人情報保護評価書（修正案）（資料2）の構成

（1）基本情報 P3～P7

事務の全体像を把握するため、特定個人情報を取り扱う事務、使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報を取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携等を記載しています。

（2）特定個人情報ファイルの概要 P8～P28 添付資料2

住民基本台帳に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル名、ファイルの種類・対象となる本人の数・対象となる本人の範囲・記録される項目等、特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去について記載しています。

（3）特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 P29～P48

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスク、その対策について記載しています。主なリスク対策としては以下のとおりです。

ア 特定個人情報の入手

住民異動に関する届出窓口において本人確認書類の提示を求めることなどにより、厳格に本人確認を行い正確な情報を入手します。

イ 特定個人情報の使用

端末の操作者には担当業務に応じて必要な範囲のアクセス権限を付与し、生体認証等によりユーザ認証し、操作履歴を記録します。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先事業者には業務担当者名簿を提出させ、必要最小限のアクセス権限を付与します。また、委託契約には個人情報取扱いに係る特記事項を付し、委託先事業者に厳格な個人情報保護対策を求め、定期的な報告書提出などによりその遵守状況を確認します。

エ 不正アクセス対策

特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットなど他環境と通信できない専用ネットワークを厳格なルールで運用し、高いセキュリティレベルを確保します。

オ 特定個人情報の保管

サーバ室等、システムにより入退室管理を行う専用のスペースに保管します。

(4) その他リスク対策 P 49

特定個人情報保護評価書に記載したとおりに運用がなされていること等その他のリスク対策について記載しています。

(5) 開示請求、問合せ P 50

特定個人情報の開示・訂正・利用請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

(6) 評価実施手続 P 51

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施手続について記載しています。

(7) その他 P 52～P 54

変更箇所一覧表

3 指針第10の1(2)に定める審査の観点

個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価書を審査する際の観点に基づき、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の自己点検を行いました。(資料3)

4 特定個人情報保護評価書の変更点(資料4)

- ① 窓口受付システムの導入に関する変更(特定個人情報ファイルに対する重要な変更)
- ② その他、法律等の改正等に伴う変更

5 スケジュール

令和2年(2020年)

1月20日 窓口受付システム構築及び運用保守における新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について吹田市個人情報保護審議会へ諮問・同意

6月1日～6月30日 修正案に対する住民等の意見募集

7月31日 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検

8月中旬 評価書を国の特定個人情報保護委員会へ提出・公表

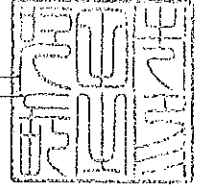
令和3年(2021年)

2月(予定) 窓口受付システム運用開始

2吹福障第 1273-4 号
令和 2 年 7 月 16 日
(2020 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 6 条及び第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

ビデオ通話による遠隔手話通訳で用いるシステム等に係る個人情報の保護について

遠隔手話通訳の実施に係る個人情報の保護について

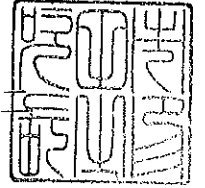
<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いについて (吹田市個人情報保護条例第6条) ・電子計算機処理による個人情報取扱事務の実施について (吹田市個人情報保護条例第12条)
<p>2 対象業務</p>	<p>遠隔手話通訳業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的</p> <p>手話通訳を必要とする方 (以下「聴覚障がい者等」といいます。)が医療機関受診や社会的用務等で通訳を必要とする場合、現在は原則予約のうえ、手話通訳者を現地に派遣しています。しかし、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある方に対しては、手話通訳者本人及び職場への感染拡大リスクが高くなることから、手話通訳者の派遣を見合わせています。</p> <p>今般、現行の手法に加え、ビデオ通話による遠隔手話通訳を導入することにより、手話通訳者の派遣が困難な場合等でも手話通訳を実施可能にしようとするものです。</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 手話通訳を必要とする聴覚障がい者等の利便性の向上を図ることができます。</p> <p>(2) 聴覚障がい者等が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある場合であっても、手話通訳者の安全を確保することができます。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>(1) 遠隔手話通訳の流れ</p> <p>市 (障がい福祉室) は、聴覚障がい者等からの予約申し込みを受け、大阪府が構築したシステムからビデオ通話に通信接続するためのQRコードを発行のうえ、利用者へ通知します。</p> <p>聴覚障がい者は、予約時間にQRコードを読み込み、通信接続すると、ビデオ通話用端末上に通訳者が映し出され (資料2の4参照)、遠隔手話通訳 (ビデオ通話) が開始となります。(資料3参照)</p> <p>(2) 利用機器 (資料3参照)</p> <p>ア 大阪府構築のシステム (府システム)</p> <p>イ ビデオ通話用端末</p> <p>ウ 小型ルーター (w i f i)</p> <p>(3) ビデオ通話内容の取扱い</p>

	<p>大阪府構築のシステム及び市が府から貸与された端末においては、ビデオ通話内容の録音・録画等はありません。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 大阪府構築のシステム（府システム）</p> <p>サーバーはNTTコミュニケーションズのクラウド（SkyWay）にあります。データはSSLによる暗号化がなされ、暗号強度は256bitです。</p> <p>アクセスログを保持し、そのログにより、通訳者が、システムにログインし待機画面に入った時間と抜けた時間と、通話した時間を把握することができます。毎日履歴を含むデータベースバックアップを行っています。自動削除は行われません。</p> <p>サーバーの稼働については、システム側で1分毎の監視を行っており、サーバーダウンした際は障がい福祉室へメールで連絡が入ります。</p> <p>(2) 府システムとビデオ通話用端末との通信</p> <p>本市がインターネットを使用するために契約する事業者依存します。</p>
<p>4 個人情報の内容</p>	<p>インターネット通信回線上で手話通訳者を介して行われる会話内の聴覚障がい者等に関する個人情報全般（医療場面等では病歴などのデリケートな個人情報を取り扱うことが想定されます。）</p>
<p>5 審議に諮る理由</p>	<p>新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、また社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取扱うことが想定されるため、吹田市個人情報保護条例第6条第2項及び第12条の規定により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
<p>6 今後の予定</p>	<p>令和2年10月以降 稼働予定</p>
<p>7 担当室課</p>	<p>福祉部 障がい福祉室</p>

2 健保第 8 7 8 号
令和 2 年 7 月 1 6 日
(2020 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 8 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

高齢者予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）費用の免除手続きに係る個人情報の保護について

高齢者予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）費用の免除手続きに係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>目的外利用及び外部提供の制限 (吹田市個人情報保護条例第8条第1項第5号、第6号及び第2項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>高齢者予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）費用の免除手続き業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 現状 保健センターでは吹田市民を対象に予防接種法に定められている各種予防接種を実施しています。 このうち、高齢者を対象とする肺炎球菌・インフルエンザの予防接種については、一部世帯（生活保護世帯・市民税非課税世帯等）を対象に、事前に費用免除の申請を行うことにより無料で予防接種を受けられることとしていますが、高齢者にとって申請書の取得や提出の手続きにかかる負担は大きいものとなっています。また、本人による申請ができない場合は家族や支援者が代理で申請を行う必要が生じます。更に、当センターにとっては年間約7,200件の当該申請処理を行うため、申請受付から無料となる予診票の発行までに相当の時間や人員を要しているところです。</p> <p>2 目的と効果 今般、福祉部高齢福祉室介護保険グループから介護保険料算定にかかる各世帯の所得段階のうち、第1段階から第3段階（生活保護世帯・市民税非課税世帯等に該当）の方の個人情報を取得することにより上記に該当する対象者を事前に抽出し、当該対象者へ無料の予診票を送付することで申請手続きにかかる負担軽減と速やかな受診に繋げることを目的として申請手続きの簡素化を行うとともに当センターにおける事務執行の負担軽減を達成するものです。</p> <p>3 個人情報の取扱いについて 当該対象者の個人情報を取得するため、福祉部高齢福祉室介護保険グループに介護保険システムから対象者のデータを抽出・暗号化を依頼したうえで、行政経営部情報政策室により、当該データを福祉部高齢福祉室のデー</p>

	<p>タ保管フォルダから当センターのデータ保管フォルダへの移行を実施していただきます。</p> <p>上記の一連の流れについては盤石のセキュリティ体制の下に構築されているS Jネットワーク（吹田市民の個人情報を取り扱うネットワーク）上ですべて実施します。</p> <p>これによりUSBドライブ等の外部媒体を用いて物理的に持ち運ぶ方法や誤送信の恐れがあるメールでの移行方法よりも情報漏洩のリスクが少なく、安全性・確実性の高いデータ移行を実現します。</p> <p>取得後のデータについては市民からの予診票発行状況問い合わせ対応のため、概ね1年間程度、当センター専用のデータ保管フォルダ内で暗号化したまま保管します。その際、当該データについては本業務の担当職員内のみで暗号解除のパスワードを共有し、担当職員以外は閲覧できないものとします。</p> <p>また、保管期間を経過し、データ利用の必要がなくなった際には速やかにデータを消去し、情報漏洩のリスクを最小限に止めることとします。</p>
4 個人情報の内容	宛名番号、氏名、生年月日、郵便番号、住所、送付先住所（設定している場合に限る）、介護保険料算定にかかる所得段階、DV情報等
5 審議に諮る理由	本来、介護保険料の算定にのみ必要となる生活保護受給状況や市民税の課税状況等の目的外利用を行うにあたり、吹田市個人情報保護条例第8条（目的外利用及び外部提供の制限）第1項第5号、第6号及び第2項但し書きにある目的外利用に関する本人への通知の必要性の有無について諮問するため。
6 今後の予定	令和2年10月頃実施予定の高齢者インフルエンザ予防接種から開始予定
7 担当室課	健康医療部 保健センター